

香美市立学校給食センター運営委員会委員公募要項

1. 目的

香美市立学校給食センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）は、香美市立学校給食センターの設置条例第5条の規定に基づき設置しており、香美市立学校給食センターの運営に関する重要な事項について審議し、所長に助言する機関である。

香美市立学校給食センターの運営について、市民の方々のより広いご意見を反映させるため、運営委員会委員の一部を香美市審議会等の委員の公募に関する条例に基づき、公募により募集する。

2. 募集人数

公募による運営委員会委員（以下「公募委員」という。）は、2名以内とする。

3. 応募要件

下記のいずれの要件にも該当する方。

- (1) 香美市に在住、在勤、在学、または香美市で事業を営む方で、任期の開始日において原則満18歳以上の方
- (2) 香美市立学校給食センターの運営に関する関心があり、意見が言える方
- (3) 会議（平日の昼間もしくは夜間に1年に1回程度開催）に出席可能な方
- (4) 国及び地方公共団体の職員または議員並びに3以上の審議会等で委員でない方

4. 委員の任期

委嘱の日から2年間

5. 職務内容及び報酬

- (1) 運営委員会に出席し、本市の学校給食センターの運営に関する重要な事項について審議等を行う。
- (2) 会議に出席した場合、市条例に基づく報酬と交通費を支給する。

6. 応募方法

(1) 応募書類

香美市立学校給食センター運営委員会公募委員申込書

※申込書は香美市立学校給食センターに備えることとし、香美市公式ホームページからのダウンロードも可能とする。

(2) 提出先

下記まで、郵送または持参、メールのいずれかで提出。メールで提出する場合は、

件名に「香美市立学校給食センター運営委員会公募委員申込」と記載すること。

〒782-0041

香美市土佐山田町224番地

香美市立土佐山田学校給食センター

TEL 52-0555 FAX 52-0551

メールアドレス kyushoku@city.kami.lg.jp

7. 委員の選考方法等

香美市審議会等の委員の公募に関する条例及び香美市立学校給食センター運営委員会公募委員選考要項に基づき実施する。